

公立大学法人公立はこだて未来大学定款

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 役員（第8条～第16条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第17条～第19条）

第2節 教育研究審議会（第20条～第22条）

第4章 業務の範囲およびその執行（第23条・第24条）

第5章 資本金等（第25条・第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、および管理することにより、「人間」と「科学」が調和した社会の形成を希求し、高度情報社会に対応する深い知性と豊かな人間性を備えた創造性の高い人材を育成するとともに、知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化や産業の振興に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、公立はこだて未来大学（以下「公立大学」という。）を函館市亀田中野町116番地2に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、函館圏公立大学広域連合（以下「広域連合」という。）とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を函館市亀田中野町116番地2に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、広域連合および法人の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以上および監事2人以内を置く。

(職務および権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第14条に規定する役員会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

5 理事は、理事長および副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長および副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長および副理事長が欠けたときはその職務を行う。

7 監事は、法人の業務を監査する。

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長または函館圏公立大学広域連合長（以下「広域連合長」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、広域連合長が行う。

2 理事長は、公立大学の学長となるものとする。

3 第1項の法人の申出は、次条に規定する理事長選考会議の選考に基

づき行う。

(理事長選考会議)

第11条 学長となる理事長を選考するため、法人に理事長選考会議を置く。

2 理事長選考会議は、次に掲げる委員各3人をもって構成する。

(1) 第17条第2項第2号から第4号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第20条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者

3 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 議長は、理事長選考会議を主宰する。

5 前3項に定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任命)

第12条 副理事長および理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、副理事長および理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員または職員でない者が副理事長または理事に含まれるようにしなければならない。

3 監事は、広域連合長が任命する。

(役員の任期)

第13条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 副理事長および理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての地方独立行政法人法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、副理事長ま

たは理事がその最初の任命の際現に法人の役員または職員でなかった
ときの前条第2項の規定の適用については、再任の際現に法人の役員
または職員でない者とみなす。

(役員会の設置および構成)

第14条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長および理事をもって構
成する。

(役員会の招集および議事)

第15条 役員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、役員会の構成員から会議の目的たる事項を記載した書面
を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、役員会を主宰する。
- 5 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができ
ない。
- 6 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、
議長の決するところによる。
- 7 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について広域連合長に対し述べる意見に関する事項
- (2) 法により広域連合長の認可または承認を受けなければならない事
項
- (3) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置または廃止に関する
事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置および構成)

第17条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、

経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事長が指名する理事または職員
 - (4) 法人の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有するもののうちから理事長が任命する者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期による。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
(招集および議事)

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、経営審議会の委員から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。
- 3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、経営審議会を主宰する。
- 5 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(審議事項)

第19条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について広域連合長に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法により広域連合長の認可または承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬および退職手当の支給の基準、職員の給与および退職手当

の支給の基準その他の法人の経営に係る重要な規程の制定または改廃に関する事項

(4) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項

(5) 組織および運営の状況について自ら行う点検および評価に関する事項

(6) その他法人の経営に関する重要な事項

第2節 教育研究審議会

(設置および構成)

第20条 公立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、法人に教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。

(1) 学長

(2) 副理事長

(3) 学長が指名する理事

(4) 学長が定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長

(5) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期による。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集および議事)

第21条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、教育研究審議会を主宰する。

5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数

のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第22条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について広域連合長に対して述べる意見に関する事項のうち、公立大学の教育研究に関するもの
- (2) 法により広域連合長の認可または承認を受けなければならない事項のうち、公立大学の教育研究に関するもの
- (3) 学則（公立大学の教育研究に関する部分に限る。）その他の公立大学の教育研究に係る重要な規程の制定または改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業または課程の修了その他学生の在籍に関する方針および学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育および研究の状況について自ら行う点検および評価に関する事項
- (9) その他公立大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲およびその執行

(業務の範囲)

第23条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公立大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択および心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、またはこれと共同して行う研究の実施その他の当該法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 公立大学における教育研究の成果を普及し、およびその活用を推

進すること。

(6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第24条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款で定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金等)

第25条 法人の資本金については、別表に掲げる資産を広域連合が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として広域連合が評価した価額の合計額とする。

(解散した場合の残余財産の帰属)

第26条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、広域連合に帰属する。

第6章 雑則

(規程への委任)

第27条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款および業務方法書に定めるもののほか、法人の規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の理事長の任命等)

2 法人の成立後最初の学長となる理事長の任命については、第10条第1項の規定にかかわらず、法人の申出に基づくことを要しないものとし、広域連合長が行う。

3 前項の理事長の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、4年とする。

(最初の教育研究審議会の委員)

4 法人の成立後最初の教育研究審議会は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までに掲げる委員をもって構成する。

附 則

変更後の定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

変更後の定款は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第25条関係）

1 土地

| 所在地 | 地目名 | 地積（㎡） |
|---------------|------|---------|
| 函館市亀田中野町116番2 | 学校用地 | 155,023 |
| 合 計 | | 155,023 |

2 建物

| 所在地 | 施設名称 | 構造 | 延面積（㎡） |
|--------------------|------------|---------------------|-----------|
| 函館市亀田中野町 116番地2 | 校舎 | 鉄筋コンクリート・ 鉄骨造5階建 | 31,234.73 |
| | 屋外倉庫 | 鉄骨造平家建 | 150.00 |
| | 浄化槽ブローアーム室 | 鉄骨造平家建 | 32.62 |
| 合 計 | | | 31,417.35 |